

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた議会運営について 《第4回市会定例会から令和3年第1回市会定例会前まで》

これまでの実施内容を踏まえ、第4回市会定例会から、令和3年第1回市会定例会前までにおいては、以下のとおり対応する。

※対応案の内容は第3回市会定例会と同様

1 会議開催に当たっての基本的な感染対策

議員、当局及び報道関係者が本会議・委員会等に出席等するに当たっては、以下の対応を取る。

- (1) マスク等の着用を原則とする。
- (2) 議場・委員会室等に入室する際は、手指消毒を徹底する。
- (3) 3密を回避し、人ととの間隔を空けるよう留意する。
- (4) 会議開始前までに各自検温を実施し、発熱又は風邪の症状がある場合は、欠席する等の適切な対応を取る。
- (5) 空調により室内への外気の取り入れ・空気の循環を行う。
また、空気が循環する環境をより整えるため、会議運営上支障のない範囲で扉を開放する。

2 本会議・委員会等

- (1) 本会議及び委員会等においては、引き続き、効率・効果的な運営となるように努める。
- (2) 議場においては、議長席及び演壇に、大会議室においては、委員長席、発言席及び当局席（最前列）に、それぞれ飛沫感染防止のためのアクリル板を設置する。
また、これらの席においては、マスク等の着用は自由とする。
(なお、アクリル板を設置していない席においては、1(1)に記載のとおり、マスク等の着用を原則とする。)
- (3) 当局については、議事運営上必要な範囲内において出席を求める。
また、必要に応じて会議中に入退室することは妨げない。

3 傍聴

- (1) 傍聴者については、「1 会議開催に当たっての基本的な感染対策」と同様の対応をお取りいただく。また、受付時に検温を実施し、発熱又は風邪の症状がある場合は傍聴を遠慮いただく。
- (2) 傍聴者の安全・安心の観点から、3密を可能な限り回避するため、傍聴席では1席ずつ間隔を空けて着席する（議場は103席、委員会室は10席、大会議室は20席（間仕切りを使用した場合は15席）を傍聴席数の上限とする）。
また、親子傍聴室については、各室1組とする。
- (3) モニター視聴についても3密を回避するよう留意する。
- (4) 傍聴席数には限りがあることから、混雑を回避するため、インターネット中継の積極的な利用も促し、ホームページにおいて周知する。

4 その他

(1) 行政視察

ア 観察先の意向や、本市及び観察先地域の感染状況に留意する等、状況に応じて実施の有無を検討する。

イ 海外への観察については、今年度は原則として行わない。

(2) これらの議会運営の見直しが必要になった場合等においては、別途対応を協議する。